

はしがき

2023 年度は、5 月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更されて対面の活動についての規制がなくなり、センターの活動にも顕著な変化が現れた年になりました。

変化の第一は、対面の国際的な学術交流が復活したことです。7 月には、韓国経営法律学会の会員 20 名をお迎えし、「最近の企業関連法制の動向と課題」というテーマで、韓国側の報告とそれに対する日本側のコメントを組み合わせる形のセミナーを共催することができました。

第二に、コロナ禍のために途絶えがちであった中学生・高校生の訪問受け入れと高校への出張講義も急速に増えました。若い世代の育成は、近年、センターが力を入れている点であり、今年度は新たに弁護士会との連携のもとに、札幌と函館で「来たれ、リーガル女子！～弁護士・裁判官・検察官に会ってみよう！」という企画を共催し、中高生が女性法律家の仕事について深く知る機会を提供しました。この企画は、将来的に女性法律家が増加することにより、社会におけるダイバーシティ&インクルージョンが促進されることを目指しています。

より研究面に特化した、若手育成の試みとしては、年度の後期から始めた「若手研究ランチョン：法学・政治学の最前線」という研究会の企画が挙げられます。法学研究科の若手教員がまさに現在取り組んでいる研究について報告するもので、教員間の研究交流の活性化にも繋がっており、今後も継続してゆく予定です。

最先端の研究を社会に還元することにも継続して努めています。前年度に引き続き 2023 年度も講座を提供した「北大道新アカデミー」では、「法のコンパス グローバル社会の新秩序形成に向けて」というテーマで、法学研究科の 8 名の教員が国際社会の様々な問題をそれぞれの専門の観点から分析し、多数の参加者の好評を博しました。また、年度末には、センター主催で木庭顕氏（東京大学名誉教授・ローマ法）による講演会「ローマ喜劇に見る市民社会のエートス形成——プラウトゥス『捕虜』の一解釈」を実施し、全国から多くの熱心な参加者を得て、質疑も活発で質の高いものとなりました。今後もこのような本格的な研究の発信を続けてゆきたいと考えております。

2023 年 4 月から、4 年間にわたる大任を果たされた辻康夫教授に代わり、私がセンター長を務めております。微力ながらセンターの発展のために努めたいと存じますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。また、多岐にわたるセンターの活動は、センター長室秘書の小林淳子さんの広い目配りに基づく見事な働きに常に支えられてきています。この場を借りて小林さんに感謝申し上げます。

2024 年 3 月 高等法政教育研究センター長 桑原朝子